

学習者中心の学びを支える学習空間整備
業務委託

公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市教育委員会 教育文化財部 学びみらい課

1 趣旨

本業務委託は、鎌倉市立小・中学校においてより柔軟な学習空間を提供するための学習空間の整備を行うものです。

鎌倉市は令和7年度に教育大綱を改訂し、「学習者中心の学び」の実現に取り組んでいます。その一環として、学校施設の改善を進めていく予定であり、具体的には、令和6年3月に「学校整備計画」を策定、令和7年3月には施設整備の優先順位を示しました。今後、計画に従って段階的に学校施設の建替・長寿命化等を行っていくことを予定しています。一方で、学校施設の建替によって学習空間を整備するには相当の時間を要するため、学校現場の「学習者中心の学び」への挑戦を施設面から早期に支援するためには、既存施設の一部改修・魅力化に取り組む必要があります。

本業務は、既存施設（主たる対象としては一人一台端末の実現によって活用頻度が減ったPCルームを念頭）を新たな学習空間へと転換するため、学校のニーズ把握・整理から実際の学習空間整備までを一貫して委託し、各学校職員との丁寧な調整、適切なレイアウトの設計、整備すべき什器・物品等の選定及び調達、その他付随する学習空間整備の支援を行うものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

学習者中心の学びを支える学習空間整備業務委託

(2) 業務内容

別紙「学習者中心の学びを支える学習空間整備業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

(4) 対象

鎌倉市立中学校3校(鎌倉市立御成中学校、鎌倉市立腰越中学校、鎌倉市立深沢中学校)

(5) 事業費限度額

本業務における事業費の限度額は16,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 担当課

鎌倉市教育委員会教育文化財部学びみらい課

所在地:〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所第4分庁舎2階

電話:0467-61-3826

メールアドレス:manabimirai@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページURL:<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

※問合せについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けています。

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

(1) 学校管理職や担当教員の希望や意見に応じた学習空間の整備について、レイアウトの設計、整備すべき

什器・物品等の選定及び調達の実績を有すること。

- (2) 小学校または中学校において、より柔軟な学習空間を提供するための学習空間の整備の実績が1校以上あること。
- (3) 事業費限度額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に基づく一般競争入札の参加制限を受けていない者及び同条第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (6) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (8) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等もしくは同上第5号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
- (9) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提出書類を作成したスタッフと同一のスタッフが対応すること。

なお、共同企業体で参加する場合は、代表者は(1)から(9)までの要件を満たすこととし、その他の構成員は(4)から(8)までを満たすものとする。また、契約締結は代表者で行うこととする。

6 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和7年(2025年)6月2日(月)から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申込	令和7年(2025年)6月2日(月)から令和7年6月16日(月)での休日を除く午前9時から午後5時までに学びみらい課に持参するか、郵送(令和7年6月16日(月)必着)で提出してください。
質問の受付(電子メール)	令和7年(2025年)6月2日(月)から令和7年6月9日(月)午後5時まで ※メール送信後、学びみらい課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和7年6月11日(水)までに本市ホームページ上で公開します。
提案書等の提出(電子メール)	令和7年(2025年)6月2日(月)から令和7年6月20日(金)午後5時までに、学びみらい課宛て電子メールにて提出してください。
プレゼンテーション	令和7年(2025年)6月30日(月)午前9時から午後5時を予定
結果通知	令和7年(2025年)7月2日(水)(予定)に、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

7 参加申込み

このプロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出してください(各1部)。なお、共同企業体で参加する

場合は、様式1、様式2(代表者のみ)及び「共同企業体届出書兼委任状(様式3)」を提出してください。提出された書類を審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した場合、参加できない場合があります。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル参加申込書	指定様式による(様式1)
②	業務経歴書	指定様式による(様式2)
③	共同企業体届出書兼委任状	指定様式による(様式3)
④	誓約書	指定様式による(様式4)
⑤	登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの。コピー不可。

(1) 受付期間・提出方法

令和7年(2025年)6月2日(月)から令和7年6月16日(月)での休日を除く午前9時から午後5時までに学びみらい課に持参するか、郵送(令和7年6月16日(月)必着)で提出してください。

(2) 資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について事前審査を行います。審査の結果については、参加申込をいただいた全ての事業者へ令和7年(2025年)6月18日(水)までに電子メールで通知する予定です。審査の結果、参加資格を有すると確認できた事業者(以下「参加事業者」という。)には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式5)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年(2025年)6月2日(月)から6月9日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

「質問票(様式5)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、学びみらい課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。メール送信後、学びみらい課に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問合せ等)は受け付けません。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3) 回答

質問及び回答の内容は、令和7年(2025年)6月11日(水)までに本市ホームページ上にて公開します。

回答を公表した旨については、公表時点で参加申込をした全ての事業者へ電子メールで通知します。

9 提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり審査に必要な書類(以下「提出書類」という。)を提出してください。

(1) 提出期間

令和7年(2025年)6月2日(月)から令和7年6月20日(金)午後5時

(2) 提出方法

電子メールに添付して、学びみらい課へ提出してください。電子メールの表題は「提案書(事業者名)」としてください。メール送信後、学びみらい課に受信確認の電話をしてください。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。添付の容量が大き(約15MB以上)送信エラーとなる場合は、その旨電子メールでお知らせください。オンラインストレージサービスを案内します。

(3) 提出書類

ア 正本(①～⑦を一式)及び副本(②～⑤を一式)とします。

イ 正本(①～⑥全て)のみ事業者名を入れ、副本には事業者名や事業者が特定できるマーク、製品名等は記載しないでください。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式による(様式6)
②	実施体制調書	指定様式による(様式7)
③	提案書	任意様式(A4 両面 15 枚・30 ページまで) ※表紙・目次・間紙はページ数に含めない。 ※提案内容は、次に掲げる事項を含め、文章・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述してください。 仕様書の4に示す業務内容について 具体的手法や工夫についての提案
④	業務工程表	任意様式による 想定される業務に関するスケジュールを明示してください。
⑤	見積書	任意様式による 各業務の単価や費用や人件費の内訳がわかるように作成してください。
⑥	共同企業体協定書	※共同企業体で提案した場合のみ提出 任意様式
⑦	その他	会社概要のパンフレット等
(提出書類作成に関する注意事項) 日本工業規格によるA4の企画で作成してください。なお、⑦についてはサイズを問いません。		

10 審査の基準及び選考方法

(1) 選考方法

本市が設置する選考委員会において事業者からの提案を評価し、選考を行います。選考は審査基準により最高得点を得た者を優先交渉権者とし、選考にあたって最低基準を設けるものとし、その基準を上回ることを要件とします。選考による得点が同点となった場合は、(8)審査基準項番2「学校と協働した学習空間の整備の内容と方法について」の点数が高い者を上位とし、更に当該点数も同点の場合は選考委員の合議により上位の者を決定します。

なお、企画提案の応募が1者であった場合でも選考を行うものとします。また、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、契約を行いません。

(2) プレゼンテーション実施予定日時

令和7年(2025年)6月30日(月)午前9時から午後5時を予定

(変更になる場合、提案書等の提出期限までに参加事業者に連絡するものとします。)

(3) プレゼンテーション会場等

参加事業者ごとのプレゼンテーション開始時間及び場所等の詳細については別途連絡します。

(4) プレゼンテーション出席者

本業務に係る担当者及び営業担当者の参加を含めた3名以内での出席をお願いします。プレゼンテーションは本業務を主に携わる者が行うこととします。会社名を特定できる社章等は身に付けないでください。

(5) プレゼンテーションの方法等

20分以内のプレゼンテーション(20分を経過した場合は、途中でも終了となります)の後、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分程度)を行います。プレゼンテーションの場において、参加事業者が特定可能となるような表現はしないでください。

また、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、学びみらい課に事前に連絡してください。

(6) プレゼンテーションの内容等

事前に提出したプロポーザル提案書の内容についてプレゼンテーションしてください。また、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配布することができます。

(7) その他

審査内容は非公開とします。

(8) 審査基準

項番	審査内容	審査項目	配点	詳細配点	審査の視点
1	業務の実施体制について		15	5	(1) 業務の遂行に必要な人員体制が具体的に示されているか
				10	(2) 類似事業(小中学校での学習空間整備等)の企画・実施における実績が秀でているか
2	学校と協働した学習空間の整備の内容と方法について	鎌倉市立中学校3校での学習空間整備	75	20	(1) 学習者中心の学びを支える学習空間について、多種多様な目的に応じた空間設計のイメージ案が提案されているか
				20	(2) (1)の提案が、学校現場にとって具体的な学習活動や学習効果をイメージしやすい内容になっているか
				10	(3) 学校現場の課題や要望に応じてレイアウトの設計、整備すべき什器・物品等の選定及び調達の柔軟な対応ができる提案がされているか
				10	(4) 学校現場の「やりたい」を引き出すために、適切な対話の方法や、対話した内容を空間整備に反映する方法が提案がされているか
		市立小・中学校での整備イメージの作成		10	(5) 次年度以降の横展開に向けて、学校現場が具体的にイメージできる整備イメージが提案されているか
		—		5	(6) 実効性のある適切かつ具体的な工程とスケジュールが提案されているか
3	提案全般について		15	5	(1) 「学習者中心の学び」や「鎌倉市教育大綱」を踏まえた上で、本事業の主旨を理解し、適切な提案が示されているか
				10	(2) 仕様書記載の業務内容及び業務方法について、参加事業者の特徴・強みを活かした独自の提案や追加の提案がされているか

4	業務の見積額	15	5	(1)	見積額が事業費限度額以内であることを前提に、その内容は適切で妥当性があるか
			10	(2)	学習空間の整備を実施する上で、必要となる什器・物品の調達等に十分な予算配分がなされているか

11 結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、令和7年(2025年)7月2日(水)までに全ての参加事業者宛に電子メールで通知する予定です。

12 契約締結等

優先交渉権者との契約にあたっては、選定された提案内容を基に、細部について発注者と協議し、委託上限額内で業務内容及び契約金額を決定した上、締結するものとします。なお、協議に必要な資料については、優先交渉権者が作成するものとします。

また、優先交渉権者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとします。

契約結果については、本市ホームページで公表します。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提案書等が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提案書類中の見積書に関して、市の上限額を超える見積金額を提出した場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選考委員長が失格であると判断した場合

14 契約に関する事項

本プロポーザルで提出された関係書類に基づき、優先交渉権者と発注者とで契約内容の協議を行います。両者が合意に至らなかった場合、優先交渉権者の選定時における次点者と協議を行うものとします。

なお、契約に当たっては、契約金額(概算)の100分の10以上の契約保証金が必要となります。

15 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (3) 書類の提出後の修正又は変更はできません。
- (4) 契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、発注者がこのプロポーザルの報告、公表等のた

めに必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 本件契約後、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号)に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成が必要となります。当該契約書には、業務の一部の再委託に関する定めを設けるものとします。
- (9) 参加申込の後に辞退する場合は、「辞退届(様式8)」を提出するものとします。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)、鎌倉市財務規則(平成7年規則第34号)等関係法令等の定めるところによります。